

住宅用火災警報器の

取付け・点検を実施します！



大切な家族の暮らしや命を見守る住宅用火災警報器は、消防法等の改正により設置が義務付けられていますが、機器を購入していても取り付けていないなどの声をよく耳にします。

下記の条件を満たす場合には、ご希望により消防職員が出向き、住宅用火災警報器の取付け等を行います。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなったり、故障しやすくなります。定期的に作動を確認し、機器は10年を目安に交換しましょう。点検についても、ご希望があれば消防職員と一緒に実施します。

※ご希望により、「住宅防火診断」も実施させていただきます。



(条件)

半田市・阿久比町・武豊町・東浦町にお住まいで、自分又は家族では住宅用火災警報器の取付け等が困難であり、次の条件を満たす方のみで構成された世帯

- ・65歳以上の方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・その他消防長が必要と認める方

(注意事項)

- ・取付け及び点検時は、必ず立会いをお願いします。
- ・住宅用火災警報器等は、ご自分で準備してください。
- ・ご希望の日時に添えない場合があります。

〈問合せ先〉

知多中部広域事務組合消防本部 予防課 火災予防推進担当

TEL:0569-21-1491 FAX:0569-22-7420

E-mail:yobou@chitachu.jp

“あなたの今と未来を守る”